

知ってください！

高齢者虐待



問い合わせ 地域支援課(内線3542)

浦添市では、平成26年度中に高齢者虐待に関する相談が8件ありました。

高齢者が住みなれた環境の中で暮らしていくためには、介護はとても大切なことです。

しかし、介護をする家族の負担は考える以上に大きなものです。

高齢者とその家族が住みなれた地域で安心した生活を送ることが出来るように、地域全体で見守り支えていきましょう。

高齢者虐待の背景

高齢者虐待の発生要因については、虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係上の問題が上位を占めていますが、高齢者に対する介護負担が虐待につながっていると考えられるケースも少なくありません。

また、家族・親族との関係、経済的要因など様々な要因があげられていて、これらの問題が複雑に絡み合っ

られます。

介護負担

- ・虐待者の介護疲れ
- ・高齢者本人の認知症による言動の混乱
- ・高齢者本人の身体的自立度の低さ、排泄介助の困難

家族・親族との関係

- ・虐待者、高齢者本人の性格や人格
- ・高齢者本人と虐待をしている人のこれまでの人間関係
- ・配偶者や家族・親族の無関心

高齢者とその家族を孤立させないことが高齢者虐待の防止につながります。

認知症と高齢者虐待

虐待を受けている高齢者のうち、認知症の症状がある人は全体の約6割を占めています。

その理由には、介護者に認知症に関する正しい知識が不十分であるなどの理由

が上げられます。認知症の対応法や正しい知識を得ることで、虐待を未然に防げることもあります。

浦添市の取組

市では、「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げ、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。

また、認知症に対する正しい知識の普及のため、「認知症サポーター養成講座」も行っています。受講したサポーターは、地域の方に普

高齢者虐待とは…

身体的虐待	身体にあざ、痛みを与える、外部との接触を遮断するなど
介護・世話の放棄・放任	水分や食事の提供、入浴などの世話を放棄または放任すること。高齢者の生活環境や、身体・精神的状態を悪化させることなど
心理的虐待	脅しや侮辱、威圧的な態度、無視、嫌がらせなど精神的・情緒的苦痛を与えるなど
性的虐待	本人の嫌がる性的な行為や強要をすること
経済的虐待	財産や金銭を本人の合意なしに使用する。または本人の使用を制限したりすること

及・啓発など幅広い広報活動をしています。

7月からは認知症の方、その家族の方が集える場・情報共有の場として「てい、だカフェ」を開設しました。

虐待かなと思ったら相談を

お近くの地域包括支援センターへご相談ください。

地域包括支援センター「仁」(仲西中学校区)

☎917-2268

地域包括支援センターいだ(神森中学校区)

☎870-0150

地域包括支援センターみのり(浦添・浦西中学校区)

☎871-3874

地域包括支援センターみなとん(港川中学校区)

☎876-3710

高齢者虐待防止法について

平成18年に施行した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、高齢者の尊厳や権利利益を守ることを目的としています。

決して虐待者を罰するための法律ではありません。社会的なサービスを利用することで介護者の負担を軽減し、支援を行うことで虐待の解消、防止を図るものです。

虐待の防止、早期発見のために虐待を受けている、またはそう思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務づけられています。

相談者・通報者が特定されることはありません。相談者・通報者の秘密は守られます。(高齢者虐待防止法第8条)

こんな様子に心あたりがありませんか？ チェックシートで確認してみましょう。

- ☐ 説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる
- ☐ 「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある
- ☐ 傷やあざに関する説明のつじつまが合わない
- ☐ 部屋が極端に不衛生である、あるいは異臭がする
- ☐ 部屋の中に衣類やおむつが散乱している
- ☐ 寝具や衣服が汚れたままであることが多い
- ☐ 疾患の症状が明白にあるにもかかわらず、医師の診断を受けていない
- ☐ 身体にかなりの異臭がする
- ☐ 栄養失調の状態にある
- ☐ 態度や表情がいつもと違い、おびえる
- ☐ サービスの負担費用や生活費の支払いが突然出来なくなる

④食べ物やねだる子どもまたは食事を与えられていないような子どもがいる。

⑤子どもを残して両親がよく外出していて、食事や世話を十分にしていない。

⑥子どもが長時間、戸外に出されている姿や夜遅くまで遊んでいる姿をよく見かける。

相談窓口

浦添市児童家庭課

☎876-1234

(内線7313・7326)
沖縄県中央児童相談所

☎886-2900

189 (短縮ダイヤル)
浦添警察署

☎875-0110

子どもへの虐待が深刻化しています
現在、子どもへの虐待が深刻な社会問題になっています。児童虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われています。

「もしかして」 あなたが救う 小さな手

11月は児童虐待防止推進月間です
問い合わせ:児童家庭課(内線7326)

浦添市の状況

市では虐待件数が、平成25年度の49件に対し、平成26年度は74件と約1.5倍に増加しています。

また、主たる虐待者は実父・実母それぞれ31件で約8割を占めています。

しつけと虐待との違いは？

子どもの虐待を考えると、えで大切なことは「子どもの心身の安全を守る」ことです。そのことを踏まえて虐待を考えてみると、「強者としての大人」と「弱者としての子ども」という権力構造を背景にして、「子どもが心身共に安全で健やかに育つ権

児童虐待とは・・・

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

オレンジリボンキャンペーン



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

浦添市では、11月の虐待防止推進月間にオレンジリボンキャンペーンチラシを配布します。

①オレンジリボンキャンペーンステッカーを貼った公用車が11月の推進月間中走ります。

②11月11日(水)～13日(金)の3日間、市内大型店舗前でオレンジリボンキャンペーンチラシを配布します。

③「児童虐待防止パネル展」を「女性に対する暴力をなくす運動パネル展」と連携して開催します。

日時 11月12日(木)～25日(水)
場所 市役所1階市民ロビー